

横浜市開発審査会会議録	
日時	令和5年12月18日（月）午後2時から午後3時まで
開催場所	市庁舎18階会議室 みなと6・7
出席者	委員 原田 満 会長 坂和 伸賢 委員 長瀬 康夫 委員 赤川 真理 委員 大久保 千行 委員 大河原 昇 委員
	議題提案課等 柳 建築局 宅地審査部 調整区域課長 瓦谷 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 馬立 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 山本 建築局 宅地審査部 調整区域課 職員
	関係課 加藤 建築局 宅地審査部 宅地審査課 宅地企画担当課長 可知 建築局 宅地審査部 宅地審査課 担当係長 高橋 建築局 宅地審査部 宅地審査課 職員 畑下 健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課 整備推進担当係長 野口 健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課 施設等運営支援係長 加藤 健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課 職員
	事務局 川手 建築局 建築監察部長 澤野 建築局 建築監察部 法務課長 前田 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 森田 建築局 建築監察部 法務課 職員
欠席者	平井 佑治 委員
開催形態	公開
傍聴人	なし
議題	1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） 市街化調整区域内（泉区弥生台45番の12の一部）において生活介護事業所を建築すること 2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 3 会議録の確認（令和5年11月20日開催分）

<p>決定事項</p>	<p>1 第1号議案は「可」 2 その他は「了承」</p>
<p>議事</p>	<p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項及び形態制限等を説明 （質疑応答） （委員）岡津第220号線の道路は、途中で建築基準法上の道路と否道路に分かれているのか。 （提案課）建物が立ち並んでいるところは幅員が4メートル以上あり建築基準法上の道路だが、途中から幅員が狭くなっているため、建築基準法上の道路ではない。 （委員）道路の判定は起点から終点までで判断するのではなく、基準時に建物の建っているところだけで判断しているのか。 （提案課）個別の判断になるが、基本的には建築基準法第42条第2項の道路は建物の立ち並びで判断している。 （委員）1階と2階に浴室があるが、浴室が必要な作業をするのか。 （提案課）基本的に浴室が必要な作業はない。緊急時の入浴介助を想定している。利用者間の関係性に配慮して1階と2階に分けて浴室を設置するとともに、混乱を防止する趣旨で1階と2階のレイアウトは同じにしている。 （委員）道路上に点字ブロックがあるが、条例で決まっているのか。 （提案課）道路管理者との協議となる。 （委員）高齢者が点字ブロックで躓いたりすることも聞くが。 （提案課）市のスタンスとしては、点字ブロックを設置できるならしていただきというものである。視覚障害者にとっては必要な物であり、躓きやすいこととのバランスは個別の判断になる。本件は道路管理者である土木事務所の方からの提案を受けてのことと聞いている。 （委員）駐車場が1台分のみであるが、駅から歩くことを想定しているのか。 （提案課）駐車場は利用者の送迎車両用として確保している。駅から徒歩で10分から15分程度なので、歩ける距離である。職員は公共交通機関を利用することになっている。 （委員）夜間勤務はあるのか。 （提案課）夜間勤務はなく、公共交通機関の利用が可能な時間帯である。 （委員）営業時間は。</p>

議事	<p>(提案課) 月曜から土曜までの8時から16時までである。</p> <p>(委員) 生活介護事業所は利用者20名以上と定義しており、当該施設は利用者20名とあるが、欠けるとだめなのか。</p> <p>(関係課) 上限が20名という趣旨なので、欠けても問題ない。</p> <p>(委員) 他の案件と比較して常勤職員が11名というのは多い気がするが。</p> <p>(関係課) 多めに配置している。</p> <p>(委員) 作業内容に古紙回収があるが、回収しに行くのか。</p> <p>(関係課) 協力していただくところに回収する予定である。</p> <p>(委員) 産業廃棄物の処理等になると法的な手続きが必要ではないのか。</p> <p>(関係課) 業務として行うものではなく、あくまで生活支援の一環ではあると思うが、許認可の要否までは確認していない。</p> <p>(委員) 回収した古紙はどうするのか。</p> <p>(関係課) 回収後の扱いについては確認していない。</p> <p>(委員) 手帳の解体は施設内で出来る作業とイメージできる。</p> <p>(提案課) 作業というより、そのまま捨てるごみになるが、分別することで資源になることを利用者にわかってもらうという趣旨とのこと。</p> <p>(委員) 集まった古紙を継続的に売ったり処分したりすると、廃品回収業になる可能性もあるが、なるならないはどこで区別されるのか。</p> <p>(提案課) あくまで生活支援の作業と考えている。</p> <p>(委員) 回収した古紙の置場が必要になると思うが、緑地部分に置くことにならないか、気になる。</p> <p>(提案課) 緑地部分を使用しないよう指導をする。</p> <p>(委員) 地番の45-75は道路か。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) 土地を3つに区切って、残りは山林のままにしている。計画地以外を古紙置場として活用できると思うが、そうしないのは開発の要請か。</p> <p>(提案課) 隣の山林を一体的に利用しないよう、敷地とそれ以外とはフェンスで区切る計画である。</p> <p>(委員) 提案基準の27号と29号について、29号は既存のグループホームからの距離制限があるが、27号にはない。27号と29号の違いは何か。</p> <p>(提案課) 29号のグループホームは生活の場なので、利用者は地域の一員になる。27号はあくまで通所の施設という違いがある。</p> <p>(委員) 29号は生活の場なので距離制限があるということか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p style="text-align: center;">「可」とされる。</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 (提案課)</p>
----	---

議事	※ 資料 2 にて報告 3 会議録の確認（令和 5 年 11 月 20 日開催） ※ 資料 3 にて確認
資料	1 許可申請概要書等（第 1 号議案） 2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書 3 会議録（令和 5 年 11 月 20 日開催分）
特記事項	なし

※本会議録は、令和 6 年 2 月 26 日、各委員に確認を得、確定しました。